

## 就業場所

		第1期日前投票所	第2期日前投票所
中央区	名称(建物名)	中央区複合庁舎	エア・ウォーターの森
	所在地	中央区南3条西11丁目	札幌市中央区北8条西13丁目28-21
北区	名称(建物名)	札幌市北区民センター	札幌市篠路コミュニティセンター
	所在地	札幌市北区北25条西6丁目	札幌市北区篠路3条8丁目11-1
東区	名称(建物名)	札幌市東区民センター2階 大ホール	
	所在地	札幌市東区北11条東7丁目1番1号	
厚別区	名称(建物名)	厚別区民センター	
	所在地	厚別区厚別中央1条5丁目3-14	
豊平区	名称(建物名)	札幌市豊平区民センター	
	所在地	札幌市豊平区平岸6条10丁目1番1号	
手稲区	名称(建物名)	手稲区役所3階BC会議室	星置地区センタースポーツ館
	所在地	手稲区前田1条11丁目	手稲区星置2条3丁目14番1号

※ 従事場所については今後変更となる可能性がある。変更となった場合は、派遣元から派遣先へ別途連絡することとする。

第27回参議院議員通常選挙 期日前投票所事務補助業務 日別従事者数  
派遣期間：別途指定する研修日から選挙期日の前日まで

	投票所種別	始業時刻	終業時刻	休憩時間	就業時間	業務内容 (案内係・受付係・名簿対照係・用紙交付係・代理投票補助・設営撤去)	研修日	就業日・従事者数																	合計		
								公示日翌日	公示後2日	公示後3日	公示後4日	公示後5日	公示後6日	公示後7日	公示後8日	公示後9日	公示後10日	公示後11日	公示後12日	公示後13日	公示後14日	公示後15日	公示後16日				
								期日16日前	期日15日前	期日14日前	期日13日前	期日12日前	期日11日前	期日10日前	期日9日前	期日8日前	期日7日前	期日6日前	期日5日前	期日4日前	期日3日前	期日2日前	期日前日				
中央区	第1	8時15分	20時15分	1時間00分	11時間00分	案内、受付、用紙交付、場内整理	選挙期日確定後に別途調整	2	4	4	2	2	2	2	4	4	2	2	2	4	4	4	4	46			
	第2	9時45分	20時15分	1時間00分	9時間30分	案内、受付、用紙交付、場内整理、誘導		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	3	12	12	12	36		
	第1	9時30分	19時00分	1時間30分	8時間	受付係、用紙交付係、場内整理係		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15		
	第1 (投票日前日)	9時00分	19時30分	1時間30分	9時間	受付係、用紙交付係、場内整理係		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5		
	第2 (設営日)	13時00分	17時00分		4時間	会場設営															3	0	0	0	3		
	第2	9時30分	19時30分	1時間30分	8時間30分	受付係、用紙交付係、場内整理係																研修 (別途調整)	4	4	5	13	
	東区	第1	8時15分	20時15分	1時間00分	11時間																	研修 (別途調整)	4	4	5	36
	厚別区	第1	9時45分	14時30分	0分	4時間45分																		0	0	1	5
	第1	17時00分	19時00分	0分	2時間	場内外整理・区役所誘導		0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	16	
	豊平区	第1	8時15分	20時00分	1時間00分	10時間45分																					15
手稲区	第1	8時15分	20時00分	1時間00分	10時間45分	用紙交付係		0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	16
	第2	9時45分	20時00分(最終日のみ)	1時間00分	9時間15分 10時間15分 (最終日のみ)	用紙交付係 設営撤去(最終日のみ)																	研修 (別途調整)	2	2	2	6
計								3	7	7	3	3	3	3	6	13	13	12	12	15	35	36	41	212			

※ 従事者数は変更となる可能性がある。従事者数が変更となる場合については、別途、派遣先、派遣元の双方の協議により調整するものとする。

※ 始業時刻及び終業時刻は変更となる可能性がある。

※ 研修日については、午前又は午後に3時間程度の研修を行う。なお日程は、各区選挙管理委員会よりお知らせする。

※ 研修日が設けられていない区については、従事初日に研修を行った後、業務へ移行する。

※ 研修日には派遣先に対して提出済の従事者名簿に登載された従事者が原則全員が参加すること。都合等により研修に参加出来ない場合や、従事者に変更・追加があった場合には、派遣元で適切に情報共有及び研修を行うものとする。なお、従事者の変更・追加により従事者名簿を改めて提出した従事者については、該当する派遣先の区が実施する研修に間に合う限りにおいては、可能な限り参加させるものとする。

※ 第2期日前投票所に派遣される従事者については、原則、1度は第1期日前投票所で従事したことがある者を最低1名は従事させること。

## 内訳明細書(○月分)

	○○区	
	時間	分
時間内100/100	①	
時間外125/100	②	
休 日135/100	③	
深 夜150/100	④	

## 時間数内訳

	第1期日前 (研修含)	第2期日前 (研修含)	合計	
時間内100/100			0.00	①
時間外125/100			0.00	②
休 日135/100			0.00	③
深 夜150/100			0.00	④